

和光市みなみ保育園 重要事項説明書

1 運営主体

名 称	和 光 市
所 在 地	和光市広沢1-5
電 話 番 号	048-464-1111
代 表 者 氏 名	和光市長 柴 崎 光 子

2 施設の概要

施 設 の 名 称	和光市みなみ保育園
施 設 の 所 在 地	和光市南2-3-3
連 絡 先	電話番号 048-450-4641 FAX 048-463-1200
管 理 者	田中 千歳
対 象 児 童	子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により保育の必要性の認定を受けた、小学校就学前（満6歳未満）の児童
利 用 定 員	155人
開 設 年 月 日	平成13年4月1日

3 事業所の運営方針

みなみ保育園（以下「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ・ 当園は保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 当園は保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ・ 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- ・ 当園は法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

4 利用定員

利用定員 (155人)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	5人	10人	20人	40人	40人	40人

5 建物の規模等

敷地	敷地全体の面積	3000.04 m ²		
	上記のうち 園庭の面積	592.62 m ²		
園舎	構造	RC 3階建		
	延床面積	3095.56 m ²		
保育室等 の面積	区分	部屋数	面積	備考
	乳児室	4室	231.38 m ²	
	保育室・遊戯室	6室	435.56 m ²	
	調理室・調理設備	1室	74.052 m ²	

6 職員の設置状況

(令和8年1月1日現在)

職種	員数	員数の内訳		備考
		常勤	非常勤	
施設長(園長)	1	1		
副園長	1	1		
保育従事者	47	44	3	
保育補助者	2		2	
看護師	3	1	2	
事務員	1	1		
調理員	9	5	4	

※ 当園では「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、厚生労働省令に定めのある最低基準を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は職員の異動等に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長	田中 千歳
保育従事者	勤務時間帯(7:00~20:00) (ローテーションによる時差勤務あり)
看護師	勤務時間帯(8:30~17:15)

※ 各保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は、勤務ローテーションにより異なります。

※ 業務の都合上、勤務時間が上記と異なる時間帯になることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

8 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
その他市長が定めた日

9 保育を提供する時間

(1) 開所時間

当園の開所時間は、月曜日から金曜日は7時から20時までです。（土曜日のみ18時まで）

(2) 保育を提供する時間は、認定区分に応じて次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定

(ア) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において18時を超えて提供する保育は「時間外保育」とします。

イ 保育短時間認定

(ア) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において(ア)を超えて提供する保育は「時間外保育」とします。

10 提供する保育等の内容

当園は国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 保育標準時間及び保育短時間の保育
- (2) 時間外保育
- (3) 障害児保育
- (4) 食事の提供
- (5) 医療的ケア児保育

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前補食	昼食	午後補食	夕食
離乳食		10時30分頃	14時30分頃	
0歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時15分頃	18時30分頃
1、2歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時15分頃	18時30分頃
3～5歳児		11時15分～ 12時00分頃	15時15分頃	18時30分頃

※ 毎月の献立表は、別途お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは事前に保育園に報告してください。

1 1 利用者負担額（保育料等）

- (1) 特定教育・保育施設の利用に（以下「保育料」といいます。）係る利用者負担（以下「保育料」といいます。）

当園において保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」に定める保育料をお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を和光市に支払うものとしします。（この計算で10円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。）

- (2) 時間外保育料

時間外保育を利用したときは別表1に定める時間外保育料を負担していただきます。

- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育の提供に要する実費については別表2に定める費用を負担していただきます。集金袋にて徴収させていただきます。

1 2 保育料等の支払

- (1) 保育料の支払

保育料は保育を利用した月の末日までに、納付書払い又は口座振替により和光市にお支払いください。

ア 月の途中から保育の利用を開始したとき

保育の利用を開始した月の末日までにお支払いください。

イ ただし、時間外保育料は利用した月の翌月の末日までにお支払いください。

- (2) 保育料未納への対応について

保護者が支払うべき保育料の全部又は一部を指定された納期までに支払わないときは、和光市が支払の督促を行い、督促してもなお支払われないときは、和光市が子ども・子育て支援法附則第6条の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分します。

- (3) 3～5歳児の食材料費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、食材料費については保護者の実費負担となり、月額7,500円（給食、おやつ代として）を口座振替（毎月27日引き落とし）により徴収させていただきます。

休園（※1）および退園の申し出があった場合で、毎月8日までに休園届・退園届の提出があった場合には当月内の減額を行います。休園届の提出のあった日の次月以降については休園日数に応じた減額処理を行います。

（※1）休園・・・1か月以上保育園を休むこと。休園届の提出が必要です。

ア 食材料費に含まれないものについて

(ア) 夕食費

時間外保育料とともに引落としします。

(イ) 保育参加時の保護者の給食費及びおやつ代

現金にて集金いたします。

給食費（1食あたり） /300円

おやつ費（1食あたり） / 75円

イ 返金の対応について

(ア) 返金対応となるケース。

不測の事態等により園の都合で給食が提供できなかった場合は、返金対応を行います。

- a 災害発生時（火災、地震、風水害、社会的騒乱など）
- b 園設備及び給食機器の破損など
- c 食中毒などの疾病発生
- d 感染症等によりクラス等の閉鎖や登園自粛を要請したとき
- e その他市長が認める場合

※通常の欠席や病欠（インフルエンザ等含む）の他、遠足、親子ピクニック等、弁当持参を予定している行事については、返金対象に含みません。

(イ) 返金する際の計算式

返金額

＝7,500円×（休園の日数または給食の提供できなかった日数）／25日

※但し、返金は月7,500円を上限とします。

13 利用の終了に関する事項

当園は園児が満6歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。

ただし、園児又は保護者が次の事由に該当する場合には、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなったとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 嘱託医（連携医療機関）

当園の嘱託医（連携医療機関）は次のとおりです。

(1) 内科、整形外科

医療機関の名称	独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院
所在地	和光市諏訪1-2
電話番号	048-461-1101

(2) 歯科

医療機関の名称	歯科タケダクリニック
所在地	和光市丸山台1-10-5 和光MHビル2階
電話番号	048-467-2000

15 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告

保育の提供中に園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、**保護者は当園に緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。**

16 災害共済給付および保険加入

本園では、園児の安全確保および万一の事故発生時に備えるため、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」および全国市長会「学校賠償補償保険」の両方に加入しています。

(1) 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

園の管理下において園児が負傷、疾病、障害、死亡などの災害を受けた場合に、医療費等の給付が行われる制度です。給付の対象となる範囲は、登園から降園までの園活動中、園行事、園が認めた活動などが含まれます。

【主な給付内容】

- ・医療費の給付
- ・障害見舞金
- ・死亡見舞金

(※給付額や基準は日本スポーツ振興センターの規定によります)

(2) 全国市長会「学校賠償補償保険」

本保険は、上記の災害共済給付に上乗せして支払われる補償で構成されています。

ア 賠償責任保険

園の管理下で事故が発生し、本市または園に法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償されます。

イ 補償保険（見舞金的補償）

市の賠償責任の有無にかかわらず、事故に遭われた園児に対して見舞金として支払われる補償です。

【補償内容】

- ・死亡補償保険
- ・後遺障害補償保険
- ・入院補償保険（入院日数 1 日以上）
- ・通院補償保険（通院日数 6 日以上）

17 個人情報の取扱い

(1) 当園の守秘義務

当園は和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定及び当園が定める運営規程に従い、個人情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

市基準条例の定めに従い、園児に係る他制度のサービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由があるときは、保育園は保護者に対して事前に文書で個人情報使用に関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報を用いることができるものとします。

18 苦情等に関する相談窓口

当園では、市基準条例の規定に基づき、保育サービスの提供に関する苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	受付担当者	櫻井 哲
	電話番号	048-450-4641
	F A X	048-463-1200
	アドレス	d0205@city.wako.lg.jp
第3者委員	新井 悦子	和光市民生委員児童委員 連絡先につきましては 和光市 福祉部 地域共生推進課
	志渡 昭	048-424-9121 にご照会ください。

※第三者委員については変更となる場合がありますが、その際にはお知らせいたします。

19 非常災害時の対応

非常時の対応	災害時の連絡手段として、「災害伝言ダイヤル 171」及び「コドモンのおしらせー斉配信」を利用します。 災害時の引き渡しを円滑に行うため、「緊急連絡・災害時緊急引き渡しカード」を提出していただきます。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、月1回以上実施します。 保護者への引き取り引き渡し訓練は保護者も参加していただきます。
防犯訓練	不審者対応などの訓練は、年3回実施します。

※その他、園児向けに安全教室を実施しています。

20 虐待の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当園は市基準条例の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対していかなる場合であっても、差別的取扱や虐待は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当園は保育の提供中に児童福祉法第33条の各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児（児童）を発見したときは、速やかに和光市に通告し、必要な協力を行います。

21 その他の留意事項

(1) 入園手続

ア 保護者は当園において保育を利用しようとするときは、当園が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を当園へ提出します。

ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は、園医以外で受診する場合、保護者が負担するものとします。

エ 当園は入園手続に必要な書類の不備及び不明な点等がある場合は、関係機関等に確認（照会）を行います。

(2) 保育園への告知

保育を実施する上で特に配慮を必要とするときは、保護者は園児の生育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に対して事前に告知してください。

(3) 保育園が保育を行わないとき

当園では園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

(4) 不正行為への対応

当園では保護者が偽り、その他の不正な行為によって、施設型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。

これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

別表1

○時間外保育料

クラス	保育短時間認定 7時から8時30分 まで及び 16時30分以降 (30分ごとの料金)	保育標準時間認定 および 保育短時間認定 18時から20時 (30分ごとの料金)
0歳児クラス	150円	150円
1、2歳児クラス	120円	120円
3歳児クラス	80円	80円
4歳児クラス以上	80円	80円
夕食費	200円	

※ 保育短時間認定児童の保護者が7時から8時30分まで及び16時30分から18時までの間における時間外保育に係わる保護者負担費用の額の1月あたりの上限額は、0歳児及び1、2歳児の場合は700円、3歳児の場合は540円、4歳児以上の場合は470円とする。

※ 1歳未満児に関しては時間外保育の利用はできません。

別表2

○特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
食材料費	3～5歳児の給食、おやつの実費負担分	7,500円/月 内訳：主食費3000円 副食費4500円
災害共済保険料	健康保険診療の医療費総額の4割を給付	240円/年
行事費	いも掘りのいも代など	実費
帽子代	園共通のカラー帽子	実費
保護者負担金	防犯名札代など	防犯名札300円/枚 その他実費
卒園関係	卒園文集ファイル・卒園式写真など	実費

※ 食材料費については、口座引き落としを実施しますので登録の手続きが必要となります。

※ 当園は、その他の上記費用を集金袋にて集金し、領収印を押印して領収書に代えます。

※ 価格の変動によって、料金に変更となることがあります。

○緊急連絡先

緊急連絡・災害時緊急引き渡しカードに記載をお願いいたします。

○かかりつけ医等

健康の記録に記載をお願いいたします。

○災害時の引き渡しについて

災害時は緊急連絡・災害時緊急引き渡しカードをもとに引き渡しを行いますので、必要事項の記載をお願いいたします。

【重要事項説明に関する同意書】

当園において保育の提供を開始するに当たり、保護者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 和光市南2-3-3
事業所 名称 和光市みなみ保育園
説明者(職・氏名) _____

私は、本書面に基づいてみなみ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意します。

また、本書面に定められた事項を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

保護者住所 _____
保護者氏名 _____ (園児との続柄)
園児氏名 _____